（別紙２）

地域旅客運送サービス継続実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画の認定申請先

認定者	提出先
国土交通大臣	各地方運輸局交通政策部交通企画課又は沖縄総合事務局運輸部企画室（別紙１の送付先と同様）（※）
地方運輸局長又は沖縄総合事務局長	各地方運輸局交通政策部交通企画課、神戸運輸監理部総務企画部企画課（兵庫県内の水上交通に係るものに限る。）又は沖縄総合事務局運輸部企画室（※）
運輸監理部長若しくは運輸支局長又は陸運事務所	当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部若しくは運輸支局又は陸運事務所

（※）一般乗合旅客自動車運送事業のみに係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部又は運輸支局又は陸運事務所に提出。

国内一般旅客定期航路事業等のみに係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸支局若しくは海事事務所又は運輸事務所に提出。